

鎌情・個審議第 3号

平成27年 5月29日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

個人情報保護制度の見直しについて（答申）

平成27年4月20日付け、鎌総第86号「個人情報保護制度の見直しについて」をもって諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申します。

市におかれましては、この答申の内容を踏まえ、個人番号事務の適切な運用に取り組まれますよう希望いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第31条について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、番号法第31条の規定に基づき、特定個人情報に関して番号法と同様の内容を鎌倉市個人情報保護条例で定める必要がある。

（説明） 「個人番号」の不正な利用等が行われた場合、個人のプライバシー等を侵害するおそれがあるため、番号法では個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と定義したうえで、個人番号を含まない個人情報と比べて厳格な保護措置を講じている。

番号法では、第29条で情報提供等記録を除く特定個人情報について、第30条で情報提供等記録について、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十九号）」の個人情報保護三法について、規定の一部の適用を除外したり、読替えたりすることにより、特定個人情報の取扱いに係る特例を定めている。これらの規定は地方公共団体には適用されないことから、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）としては、番号法第31条において「当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。」とされていることから、必要な用語の定義を規定し、情報提供等記録を除く特定個人情報及び情報提供等記録について、番号法第29条及び第30条に準じて条例の改正を行い、番号法と同様の内容を条例に反映する必要がある。

具体的な改正項目としては

1 用語の定義

「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について番号法と同様の定義を定めること。

2 番号法第29条を踏まえた「情報提供等記録を除く特定個人情報」に関する条例改正

- (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ、目的外利用を認めるようにすること。
- (2) 外部提供が認められる場合について番号法と整合するよう
にすること。
- (3) 開示等請求においては本人、法定代理人に加え、任意代理人による請求を認めるようにすること。
- (4) 他の法令等による開示の実施との重複を認めるように
すること。
- (5) 利用停止等を請求することができる場合として、番号法違
反の場合を追加するよう
にすること。
 - ア 目的外利用制限違反
 - イ 収集・保管制限違反
 - ウ 特定個人情報ファイル作成制限違反
 - エ 提供制限違反

3 番号法第30条を踏まえた「情報提供等記録」に関する条例改正

- (1) 目的外利用を認められないようにすること。
- (2) 外部提供が認められる場合について番号法と整合するよう
にすること。
- (3) 開示等請求等においては本人、法定代理人に加え、任意代
理人による請求を認めるようにすること。
- (4) 他の法令等による開示の実施との重複を認めるようにする
こと。
- (5) 利用停止等の請求を認めないようにすること。
- (6) 訂正に係る通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供
者に変更すること。